

平成27年12月29日  
株式会社 筑邦銀行

「マイナンバー制度」についてのお願い

平成28年1月より、「マイナンバー制度（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）」の運用が開始されます。

当行では、投資信託・公共債などの証券取引、外国送金取引、マル優・マル特などの制度を利用したお取引などに関する税分野において、税務署に提出する法定調書や各種申告書などへマイナンバーを記載するため、お客さまよりマイナンバーのご提示をお願いすることがございます。

具体的なお手続きについては、窓口やお便り等で別途ご案内させていただきますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

なお、「マイナンバー制度」の詳細につきましては、下記のホームページをご参照ください。

記

一般社団法人全国銀行協会のホームページ

以 上